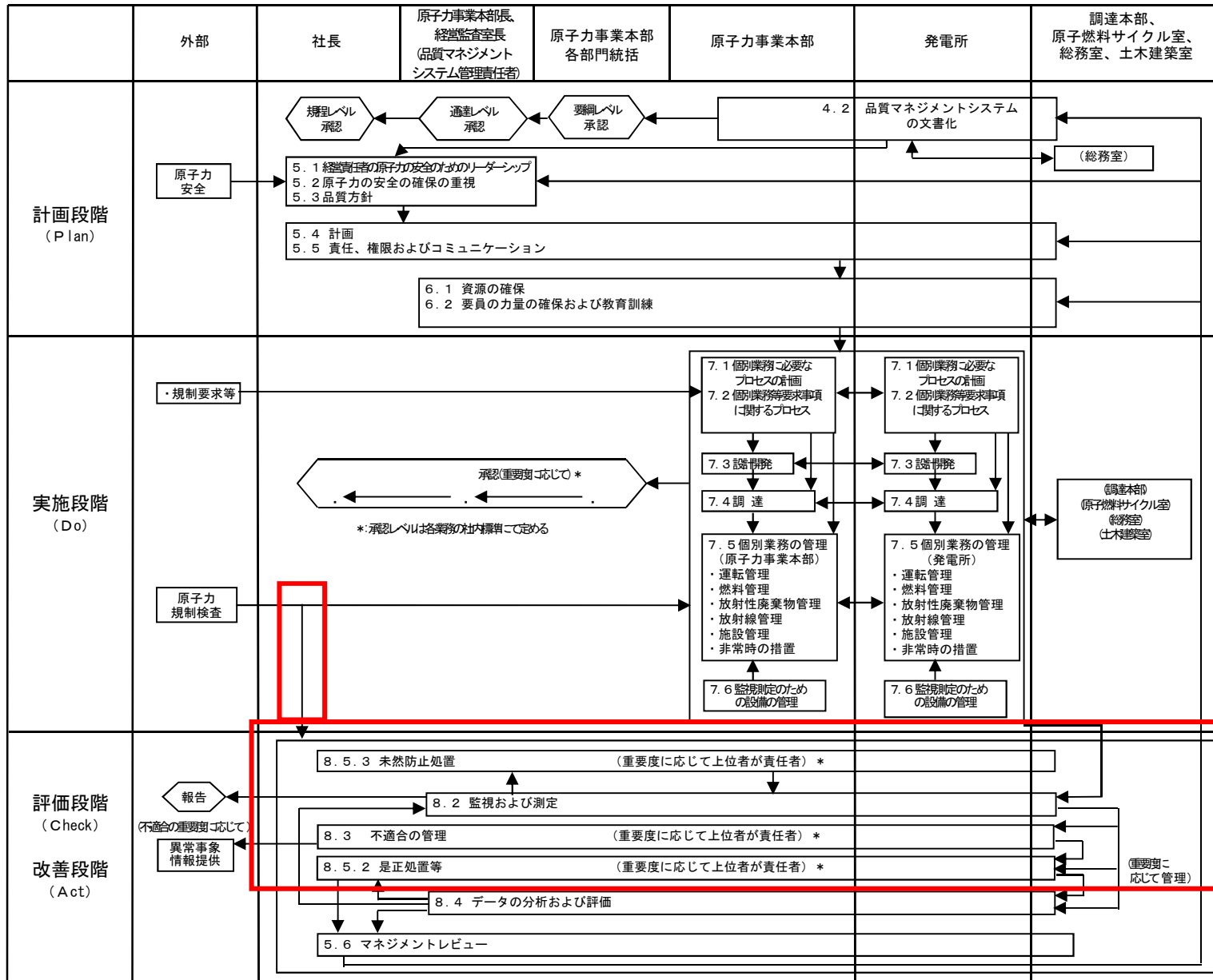


図3-1 品質マネジメントシステム体系図



(注1) 本図は、品質マネジメントシステムを構成するプロセスの関連を、項目ごとに整理した上でPDCAに分類して示している。業務の詳細は各社内標準にて定める。
(注2) 原子力事業本部各部門統括とは、原子力企画部門統括、原子力安全部門統括、原子力発電部門統括、原子力技術部門統括（原子力技術）、原子力技術部門統括（土木建築）、原子燃料部門統括のいずれかを指す。

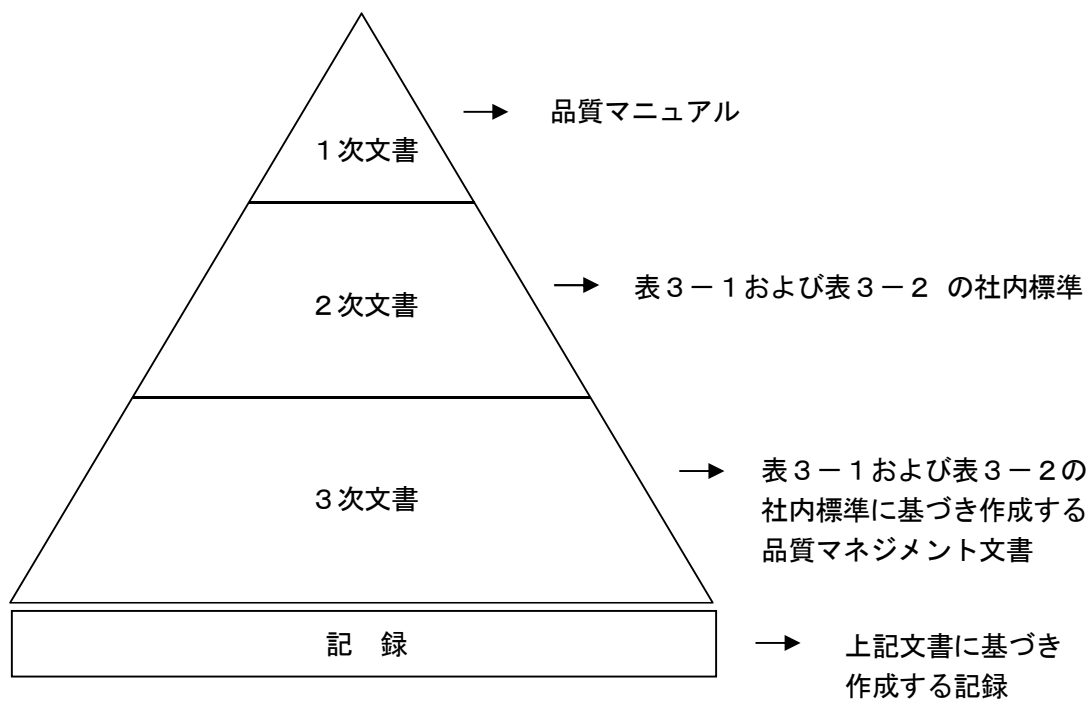


図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図

表3-1：本品質マネジメントシステム計画関連条項と品管規則の要求事項に基づき作成する社内標準との関係

本品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所
		1次文書	2次文書	
4. 2. 3 4. 2. 4	文書の管理 記録の管理	原子力発電の安全に係る品質保証規程※ 1	原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門
8. 2. 2	内部監査		原子力部門における内部監査通達	経営監査室
8. 3 8. 5. 2	不適合の管理 是正処置等		不適合管理および是正処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門
8. 5. 2 8. 5. 3	是正処置等 未然防止処置		未然防止処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門

※1：原子力発電の安全に係る品質保証規程の所管箇所は、原子力事業本部、総務室および経営監査室である（以下、本条において同じ）。

表3-2：本品質マネジメントシステム計画関連条項および本規定関連条項と原子力部門が必要と決定した社内標準との関係

本品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項
		1次文書	2次文書		
4. 1	重要度分類	原子力発電の安全に係る品質保証規程	グレード分け通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
4. 1	安全文化		安全文化通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第2条の2、第3条
5. 4 5. 5. 3 6. 2	品質目標		品質目標通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
5. 5. 3	管理者		原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	
5. 5. 4 5. 6	組織の内部の情報の伝達		内部コミュニケーション通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第6条、第8条
6. 1	資源の確保		要員・組織計画通達	原子力事業本部 原子力企画部門	
6. 2	要員の力量の確保および教育訓練		教育・訓練通達	原子力事業本部 原子力企画部門	第136条、第137条

表 3-2 (続き)

本品質マネジメントシステム 計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項
		1次文書	2次文書		
6. 1 7. 1 7. 2 7. 5 7. 6 8. 2. 4	運転管理	原子力発電の安全に係る品質保証規程	運転管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第9条の2、第10条の2、第12条の2から 第98条、第125条、第125条の4、第125条の5、第139条
	燃料管理		原子燃料管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第99条から第104条、第139条
	放射性廃棄物管理		放射性廃棄物管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第105条から第109条、第139条
	放射線管理		放射線管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第110条から第124条、第127条の2、 第134条の2、第139条
	施設管理		施設管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第12条の2、第125条から第125条の5
	非常時の措置		非常時の措置通達	原子力事業本部 原子力安全部門	第18条の5、第18条の6、第126条、第127条、 第128条から第134条、第135条
	その他		安全管理通達	原子力事業本部 原子力安全部門	第9条、第10条、第12条の2、第125条の6
			原子燃料サイクル通達	原子力事業本部 原子燃料部門	第99条から第104条、第105条の5
			火災防護通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第18条

表 3-2 (続き)

本品質マネジメントシステム 計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項
		1次 文書	2次文書		
6. 1 7. 1 7. 2 7. 5 7. 6 8. 2. 4	その他	原子力発電の安全に係る品質保証規程	原子力技術業務 要綱	原子力事業本部 原子力技術部門	
7. 2. 3 8. 2. 1	組織の外部の者との情報の伝達等 組織の外部の者の意見		外部コミュニケーション通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
7. 3	設計開発		設計・開発通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第 1 2 5 条
			原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	
7. 4 7. 5. 5	調達 調達物品の管理		原子力部門における調達管理通達	調達本部	
7. 6	監視測定のための設備の管理		監視機器・測定機器管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	

表 3-2 (続き)

本品質マネジメントシステム 計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項
		1次 文書	2次文書		
8. 2. 3	プロセス の監視測 定	原子力発電の安全に係る品質保証規程	品質目標通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
			原子力部門における内部監査通達	経営監査室	
			運転管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
			不適合管理および是正処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
			未然防止処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
			検査・試験通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
7. 6 8. 2. 4	機器等の 検査等				
8. 4 8. 5. 2	データの 分析および評価		データ分析通達	原子力事業本部 原子力発電部門	